

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場真弥

印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

平成19年度 河川局関係予算(案)の概要 — 抜粋 —



小瀬川水系小瀬川弥栄ダム (中国地方整備局提供)

目次

平成19年度河川局関係予算(案)の概要	2
平成19年度治水課所管実施予定箇所	19

平成19年度河川局関係予算(案)の概要

平成19年度予算は、現在召集されている通常国会において審議されております。

近年は、地球温暖化、異常気象が言われて久しく、水害の発生が多発している現状からみますと、着実な治水施設の整備と予算の早期成立が望まれます。

国土交通省河川局関係予算(案)の概要につきまして、抜粋してご紹介いたします。

1. 平成19年度河川局関係予算の概要

- 気候変動の影響等により、近年、集中豪雨、台風による被害が増加傾向にあり、平成18年7月豪雨においても甚大な被害が発生。今後、さらに豪雨災害等が増大する見込み。
- 限られた予算の中で、徹底した重点化により戦略的に水害・土砂災害対策等を展開するとともに、これまでの整備手法にとらわれることなく流域一体となった対策を実施。
- 既存施設を最大限活用できるように、既存施設の機能を徹底的に維持・確保。

《予算の重点化》

- 床上浸水・土石流被害等人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急軽減対策 1,948億円 (1.14)
- 流域一体となった水害・土砂災害対策 746億円 (1.10)

1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

限られた投資余力の中で、水害・土砂災害対策を効率的・効果的に実施するため、まずは深刻度の高い被害だけは早急に解消することとし、厳選して対策を実施

- 床上浸水被害、土石流被害等の軽減対策を緊急的に実施
- 地震による崩壊の防止に係る急傾斜地崩壊対策事業の推進
- ゼロメートル地帯等における緊急津波・高潮対策の推進(海岸堤防の耐震対策事業の創設)

2) 流域一体となった水害・土砂災害対策の展開

集中豪雨の頻発等を踏まえ、これまでの整備手法にとらわれることなく、災害からの安全度を早期に向上させるため、流域一体となった対策を展開

- 市町村による輪中堤や二線堤等の洪水氾濫拡大防止施設の整備を助成する洪水氾濫域減災対策事業の創設
- 都市水害総合対策事業の実施(下水道と連携)
- 地域の防災拠点の保全(急傾斜地崩壊対策事業の拡充)

3) 既存施設の徹底的な機能確保

これまで整備されてきた施設の機能を最大限活用できるように、既存施設等の徹底的な機能の維持・確保

- 一連区間内で流下能力が著しく低下している洪水流下阻害部を緊急解消する事業の創設
- 海岸堤防等の機能を阻害する大規模な漂着ゴミを除去する事業の創設
- 戦略的な河川管理施設等の維持管理

4) 地域の防災力(自助・共助)の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化等に伴う共助体制の弱体化や災害経験の減少に伴う防災意識の低下等を踏まえ、わかりやすい防災情報の確実な伝達、防災分野のイノベーションの推進等により地域の自助・共助の再生を支援

- 防災用語の見直し等、受け手の側に立ったわかりやすい防災情報の提供
- 各種ハザードマップの緊急整備
- 土砂災害に対する警戒避難体制の強化
- 中小河川を含め、全国の河川の安全度について調査・評価・公表

5) 広域的な危機管理体制の構築

大規模な災害が発生した場合を想定し、円滑な復旧活動等が行えるよう統一的な指揮・命令系統での危機管理体制を早急に確立

- 大規模水害・土砂災害等の専門家派遣体制の確立
- 大規模水害・土砂災害発生時の危機管理計画の策定
- 国土交通省における災害発生時の業務継続計画

(BCP)の策定

6) 効率的・効果的な事業の実施

○公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を徹底し、事業を厳選

○事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減対策を推進

○公共工事の品質確保と入札・契約の透明性確保

2. 平成19年度河川局関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
国 土 基 盤 河 川	685,080	483,932	700,597	496,797	0.98	0.97
地 域 河 川	(358,537)	(189,721)	(378,859)	(201,288)	(0.95)	(0.94)
砂 防	320,858	169,935	336,981	179,354	0.95	0.95
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(221,926)	(140,465)	(227,423)	(145,559)	(0.98)	(0.97)
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	221,086	140,031	226,613	145,136	0.98	0.96
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(41,688)	(21,025)	(42,714)	(21,565)	(0.98)	(0.97)
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	41,338	20,850	42,462	21,439	0.97	0.97
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(122,615)	(62,519)	(131,075)	(66,303)	(0.94)	(0.94)
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	120,222	61,214	128,171	64,778	0.94	0.94
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	35,859	24,220	37,280	25,013	0.96	0.97
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(独) 1,378	1,378	1,446	1,446	0.95	0.95
小 計	(1,467,083)	(923,260)	(1,519,394)	(957,971)	(0.97)	(0.96)
小 計	1,425,821	901,560	1,473,550	933,963	0.97	0.97
(再掲) 治 山 治 水	1,368,267	869,075	1,413,696	900,699	0.97	0.96
治 水	1,268,700	813,773	1,310,697	843,314	0.97	0.96
海 岸	35,859	24,220	37,280	25,013	0.96	0.97
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 等	63,708	31,082	65,719	32,372	0.97	0.96
都 市 水 環 境 整 備 事 業	57,554	32,485	59,854	33,264	0.96	0.98
特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	41,262	21,700	45,844	24,008	0.90	0.90
住 宅 宅 地 基 盤 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	17,569	9,200	17,955	9,458	0.98	0.97
下 水 道 関 連 特 定 治 水 施 設 整 備 事 業	23,693	12,500	27,889	14,550	0.85	0.86
計	1,467,083	923,260	1,519,394	957,971	0.97	0.96
災 害 復 旧 関 係 事 業	61,952	50,602	60,686	50,602	1.02	1.00
災 害 復 旧	41,637	35,037	42,083	34,871	0.99	1.00
災 害 関 連	20,315	15,565	18,603	15,731	1.09	0.99
合 計	1,529,035	973,862	1,580,080	1,008,573	0.97	0.97

- (注) 1. 国費には前年度剰余金等として平成19年度17,476百万円、前年度14,162百万円を含む。
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成19年度53,132百万円、前年度46,503百万円)国費(平成19年度28,265百万円、前年度25,400百万円))を含んだ額である。
3. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。
5. 「国土基盤河川」には建設機械整備費(事業費(平成19年度2,933百万円、前年度2,614百万円)国費(平成19年度1,668百万円、前年度1,500百万円))を含む。
また事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度7,800百万円がある。

3. 河川行政の新たな展開

(1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

気候変動の影響等により、近年、集中豪雨や台風による災害が全国各地で発生している。

このような状況を踏まえ、人命被害や生活再建が容易でない壊滅的な被害を軽減する防災・減災対策を厳選して重点的に実施し、安全・安心が確保された社会を早急に構築する。

○床上浸水被害、土石流被害等の軽減対策を緊急的に実施

平成18年7月豪雨においても、記録的な豪雨により家屋浸水8,000戸以上（うち床上浸水戸数3,000戸以上）、土砂災害600箇所以上が発生し、死者・行方不明者が30名にのぼるなど被害は甚大。このような床上浸水被害、土石流被害等は人命や生活に深刻なダメージを与えることから、再度災害防止対策、緊急軽減対策等に徹底して重点化。

【床上浸水を緊急に解消すべき戸数

約9万戸（H14）→約6万戸（H19）】

【土砂災害から保全される戸数

約120万戸（H14）⇒約140万戸（H19）】

○地震による崩壊の防止に係る急傾斜地崩壊対策事業の推進

首都直下地震等の際に発生するがけ崩れから、人命を保護するため、がけ地の地形的特徴等から地震による崩壊の危険度を評価し、コミュニティ（集落や自治体の単位）に大きな被害を及ぼすおそれのある箇所について、急傾斜地崩壊防止施設を重点的に整備。

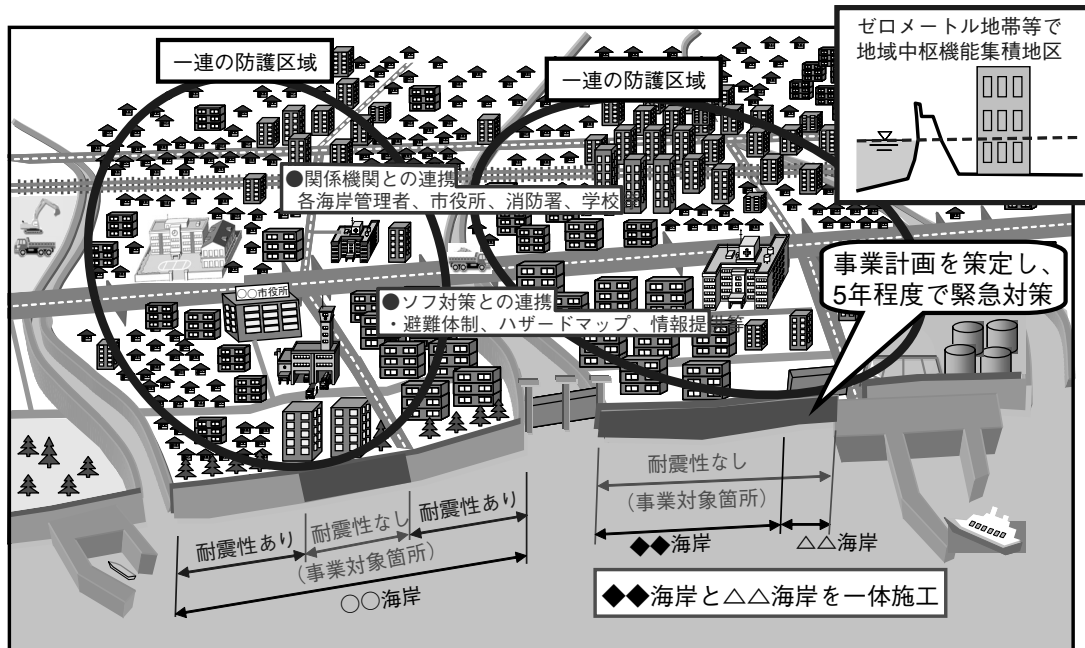
○ゼロメートル地帯等における緊急津波・高潮対策の推進（海岸堤防の耐震対策事業の創設）

人口・資産が集積しているゼロメートル地帯等において、津波・高潮被害による浸水被害が生じた場合、その被害は極めて甚大であることから、緊急的に耐震対策等を実施。

<海岸耐震対策緊急事業の創設（補助）> **新規**

ゼロメートル地帯等で地域中枢機能集積地区^(注)を有する海岸において、海岸管理者が一連の防護区域にかかる関係機関との連携等を踏まえて策定する5年程度の海岸耐震対策緊急事業計画に基づき、堤防・護岸の耐震対策を緊急に行う海岸耐震対策緊急事業を創設。

注：地域中枢機能集積地区とは、背後に救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等



(2) 流域一体となった水害・土砂災害対策の展開

集中豪雨の頻発等を踏まえ、水害・土砂災害に対する安全度を確実かつ早期に向上させるため、連続堤防等によるこれまでの整備手法にとらわれることなく、土地利用状況など地域の実情・意向を踏まえつつ、流域一体となった対策を展開する。

○地域の減災計画と一体となった治水対策の推進

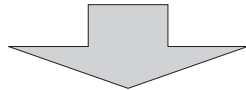
氾濫した場合でも被害をできるだけ小さく抑えるため、連続堤等の整備・河川堤防の質的整備とあわせて、地域の取組と一体となった輪中堤や二線堤等の整備による氾濫域での減災対策を推進。

<洪水氾濫域減災対策事業の創設（総合流域防災事業の拡充）> **新規**

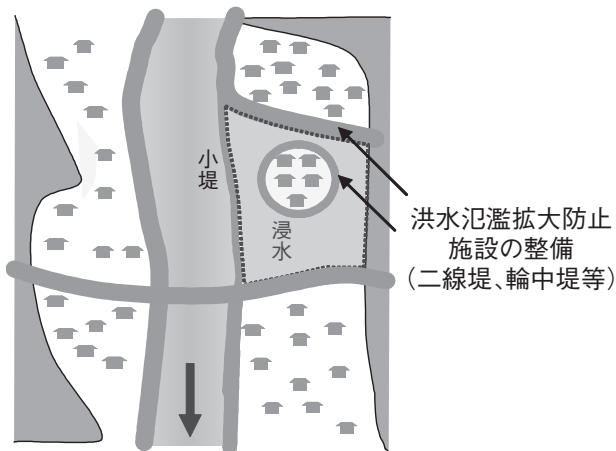
土地利用状況に応じた氾濫域対策を定めた地域全体の減災計画を市町村が策定。計画に基づき市町村が実施する輪中堤や二線堤などの洪水氾濫域拡大防止施設の整備について助成する制度を創設。

洪水氾濫域減災対策

- 連続堤防等による従来の整備手法では下流から順に実施していくことが原則
- 従来の手法のみでは整備に長期間を要するため、中上流部の緊急対策が必要



従来の「洪水を川から氾濫させない対策」に加え、「氾濫した場合でも被害を最小化させる対策」を実施

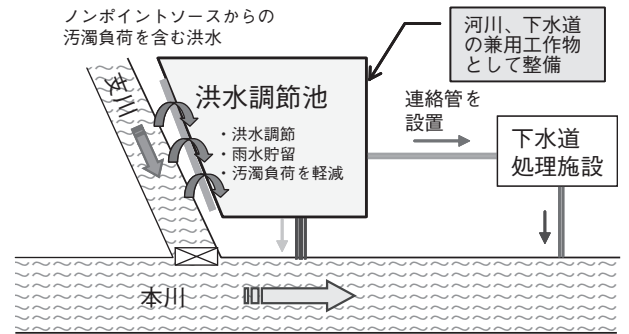


・愛媛県大洲市（肱川・矢落川）の事例

氾濫する洪水を市街地に拡散させないように二線堤を整備

○都市水害総合対策事業の実施

神田川（東京都杉並区など）、寝屋川（大阪市など）や御笠川（福岡市など）等、社会・経済の中核となる都市部の浸水被害が頻発。このため河川と下水道が一体的に、ハード整備・ソフト対策を組み合わせながら、より効率的な浸水対策を実施。



① 総合的な都市水害対策計画の策定

河川の洪水調節施設と下水道の雨水貯留施設のネットワーク化、統合運用等、都市水害被害の対策計画を策定

② 貯留施設のネットワーク化による事業実施

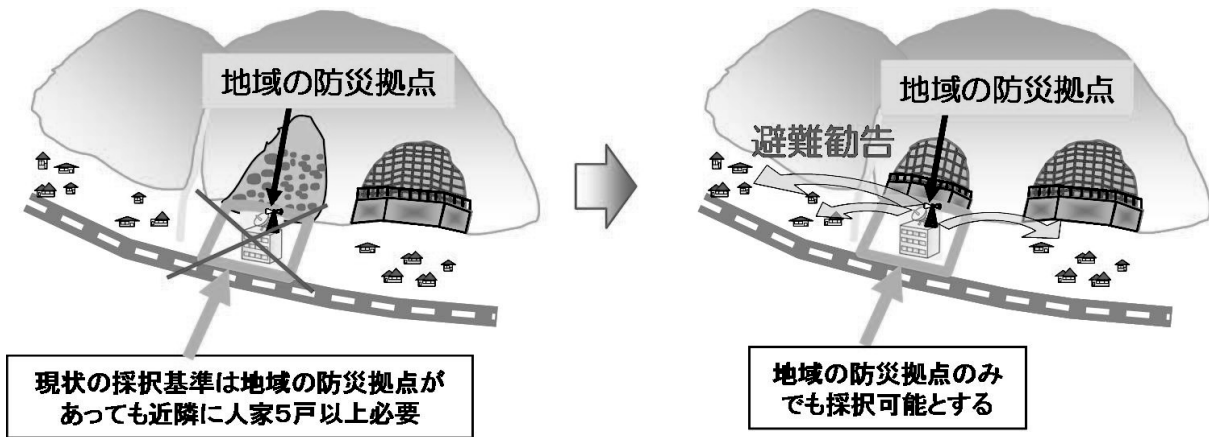
河川と下水道の貯留施設のネットワーク化等、共同して事業を実施

③ 浸水情報等の総合的な情報提供

レーダー雨量計等河川の情報と下水道の情報の総合化を行い、集中豪雨時に住民、市町村に浸水情報等を一元的に伝える体制を確立

○地域の防災拠点の保全（急傾斜地崩壊対策事業の拡充） **新規**

市町村役場、警察署、消防署等が被災した場合、地域全体の災害対応機能が大幅に低下するため、保全対象が人家の有無にかかわらず地域の防災拠点のみでも採択できるよう急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を拡充し、優先して保全。



(3) 既存施設の徹底的な機能確保

これまで整備されてきた施設の機能を最大限活用できるように、既存施設等の徹底的な機能の維持・改善を図る。

○洪水流下障害部を緊急解消する事業の創設

著しく流下能力が不足し、一連となった堤防区間等の機能発揮を阻害している橋梁、堰、河道狭窄部等を抽出し、緊急解消アクションプランを策定して概ね5か年で計画的・重点的に解消。

洪水流が橋桁にあたり危険な状況（平成12年東海水害）

- 現況の桁高は計画高水位以下であり洪水流を阻害
- 桁高が十分でないため、大規模洪水時には通行止め
- 幅員が狭く洪滞発生など物流にも支障

＜洪水流下障害部緊急解消事業の創設（総合流域防災事業の拡充）＞ 新規

上下流バランス等の関係から抜本的な改修の実施が困難な上流地域の浸水被害を緊急的に解消、軽減するため、下流の流下能力の範囲内での対策を応急的に実施する補助制度を創設。

＜大規模河川管理施設機能確保事業の創設（補助）＞ 新規

老朽化が著しい、または地盤沈下等により施設の機能に著しい障害が生じるおそれのある大規模な河川管理施設の改築を計画的かつ重点的に実施するため補助制度を創設。

○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充 新規

大規模な漂着ゴミは、海岸堤防・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の対象を拡充し、大規模な漂着ゴミを緊急的に処理。

○河川管理施設等の戦略的維持管理

① 国民に見える河川管理の実現（川の安全安心カレンダーの作成・実施）

＜維持管理基準の策定＞

河川の規模、特性に応じて、最低限必要な管理項目やその頻度等を基準化

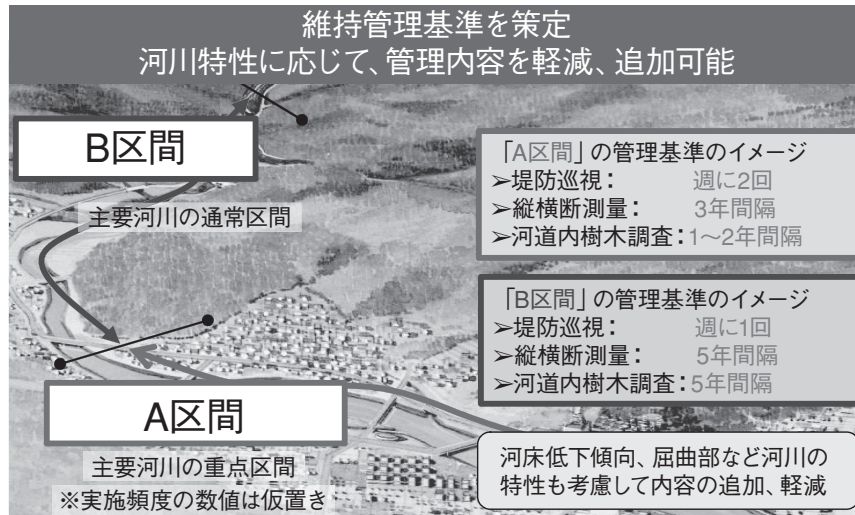
＜河川ごとの維持管理計画、実施計画を策定＞

維持管理基準に基づき、重点箇所や具体的な実施内容等を定める維持管理計画、年間のスケジュールを定める維持管理実施計画（川の安全安心カレンダー）を策定、公表し、的確な河川整備等に活用

② 適切な劣化診断による長寿命化、維持・修繕コスト縮減

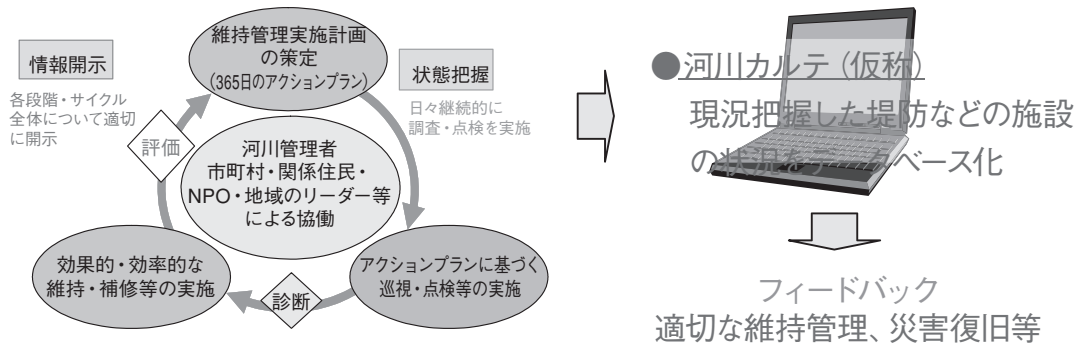
排水機場・樋門・水門等の河川管理施設の維持修繕費の増加を抑制するため、施設の重要度、構成機器の劣化度の診断により総合評価を行い、従来の経過年数による全部更新から、部品ごとの必要最小限の修繕に転換

施設の劣化診断を的確に実施するため、マニュアルを策定するとともに、データベースを作成して、各施設での取り組みを支援



個々の河川ごとに河川の規模や特性を踏まえ、計画を作成
 河川維持管理計画 (3~5年の維持管理内容)
 (重点箇所、具体的な維持管理内容と水準)
 維持管理実施計画 (年間の具体的スケジュール)
 (堤防巡視等、具体的管理行為の実施計画)

サイクル型維持管理の実施



(4) 地域の防災力 (自助・共助) の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化等に伴う共助体制の弱体化や災害経験の減少に伴う防災意識の低下等を踏まえ、わかりやすい防災情報の確実な伝達、防災分野のイノベーションの推進等により地域の自助・共助の再生を支援する。

○受け手の理解と行動につながる防災情報の提供

＜わかりやすい用語・表現＞

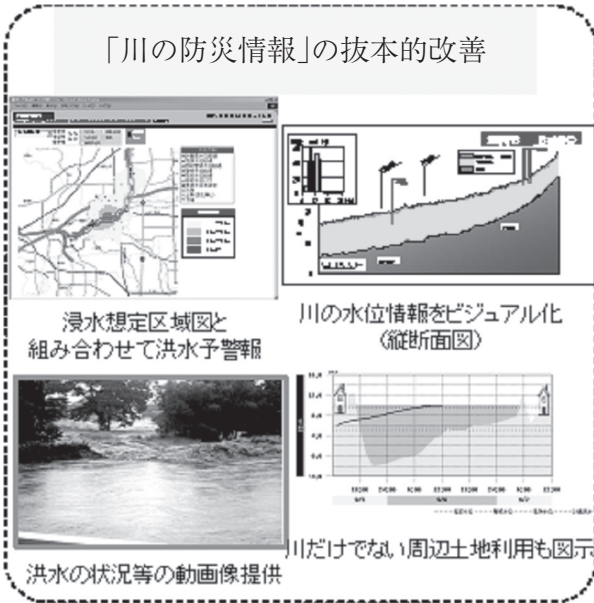
水位に関する情報や河川の洪水警報等は、一般的に使用されていない特殊な用語があり、住民にとっ

てわかりにくく、避難等を行う判断材料になりにくいものとなっていることから、市町村担当者、報道機関等が正しく理解でき、住民の的確な判断や行動につながるような“受け手の立場に立った用語”へ改善。

＜情報収集・提供手段の高度化・多様化を図るイノベーションの推進＞

① 「川の防災情報」の抜本的改善

- ・浸水想定区域図も含めて河川の防災情報を一元的に提供
- ・身近な河川の情報もわかるよう提供データの拡大



・動画情報や川の水位縦断情報の提供システムの開発

- ② カーナビ等多様な手段で情報提供
- ③ 防災モニターと浸水センサー情報を組み合わせた浸水状況の収集及び収集情報の提供

○各種ハザードマップの緊急整備

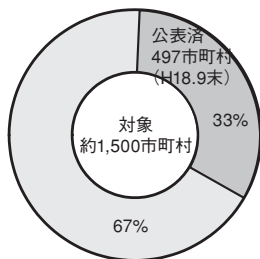
平常時から防災意識の向上を図り、災害時に的確に行動できるようにするため、災害時の状況と避難方法等の情報を住民にわかりやすく提供する洪水・津波等のハザードマップを平成21年度末までに作成・公表。

○土砂災害に対する警戒避難体制の強化

土砂災害警戒区域等における警戒体制、避難勧告発令判断基準及び住民の安全な避難方法等の考え方を記載した「土砂災害警戒避難ガイドライン」を作成し、土砂災害警戒区域等の指定・周知の促進を図

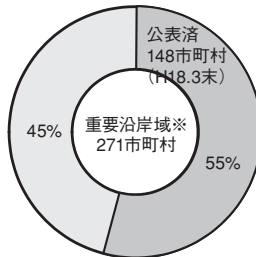
洪水ハザードマップ

平成21年度末までに整備予定



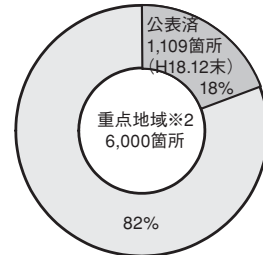
津波ハザードマップ

平成21年度末までに重要沿岸域(271市町村)で整備予定



土砂災害ハザードマップ

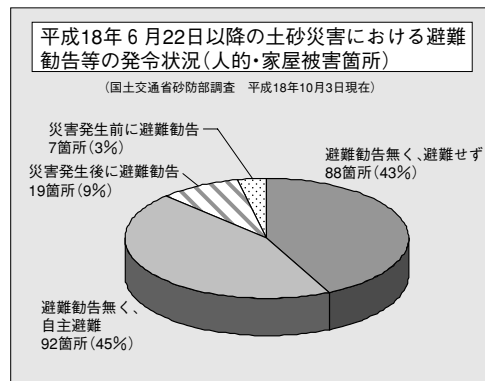
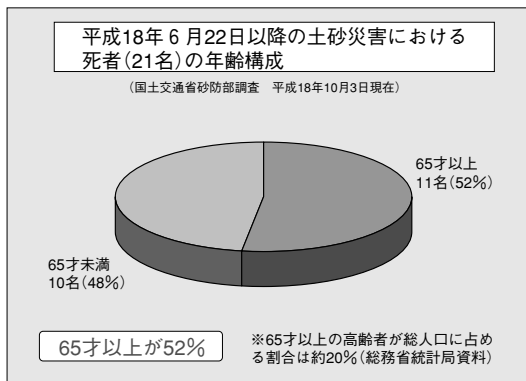
平成21年度末までに重点地域(6,000箇所)で整備予定



※ 重要沿岸域: 東海・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域

※2 重点地域: 近年大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所等

平成18年6月22日以降の土砂災害より明らかになった課題

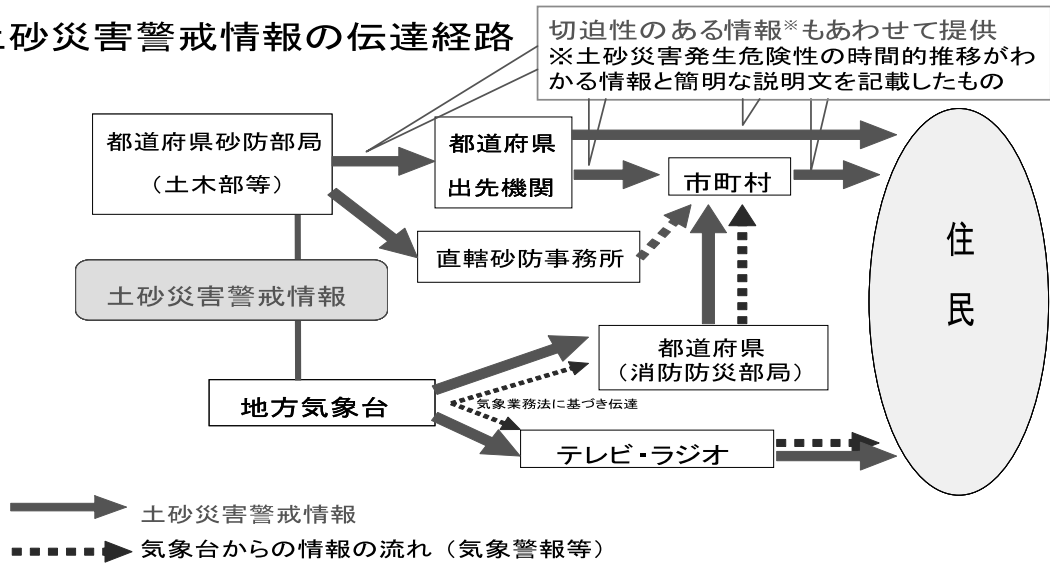


- 死者のうち高齢者の割合が高い
- 災害発生前の避難勧告発令が行われた箇所が少ない



警戒避難体制強化が必要

土砂災害警戒情報の伝達経路



る。あわせて避難勧告の一つの判断基準となる土砂災害警戒情報の提供（気象庁と都道府県が共同で発表）を全都道府県で実施し、土砂災害に対する警戒避難体制を強化。

○全国の河川の安全度について調査・評価・公表
局所的な豪雨の影響を受けやすい中小河川において、効率的・効果的な治水対策を進めるとともに、住民等の防災意識の向上を図り、災害時に確実な避難誘導を図るため、現況河川の流下能力等について



航空レーザ計測を用いるなどにより、早急かつ一括して調査・評価を行い、河川の安全度を一般に公表。

(5) 広域的な危機管理体制の構築

○大規模水害・土砂災害等の専門家派遣体制の確立

大規模水害・土砂災害発生時に、技術専門家の派遣等により緊急復旧等を支援するとともに、専門調査団による調査・分析を通じて被災原因・問題点等の分析を行い、類似災害の防止を図るための体制を整備。

○大規模水害・土砂災害発生時の危機管理計画の策定

豪雨・大規模地震・火山噴火等に伴う大規模水害・土砂災害に対する体系的・技術的に整理した危機管理計画を策定することにより、災害発生時により迅速かつ的確な災害対応を行い、社会的被害を軽減。

- ・緊急対応に必要な技術的基準を整備（地すべりの崩壊予測、大規模天然ダム対応、堤防決壊部緊急復旧等）
- ・発災に備えた事前の対応（資機材備蓄、無人化施工機器の配備状況把握、緊急復旧資機材のデータベース化等）
- ・大規模土砂災害危機管理検討委員会の提言を踏まえた体制の整備

○国土交通省における災害発生時の業務継続計画の策定

震災時などでも、災害応急対応など重要業務の機能を継続するための国土交通省業務継続計画（BCP）を作成。

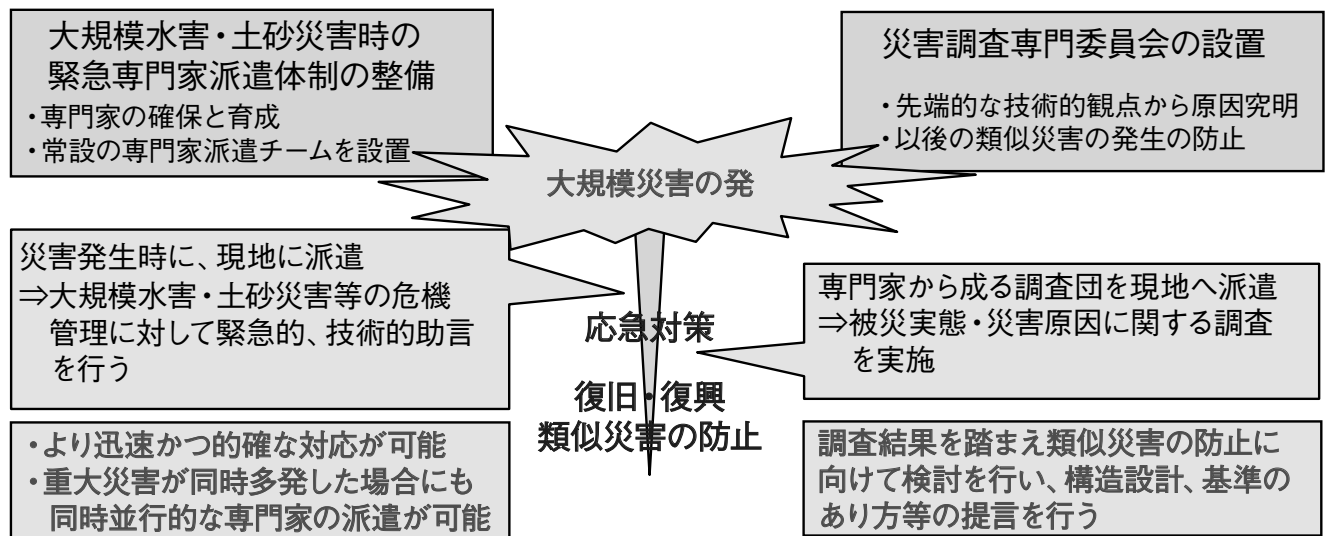
※BCPとは、不測の事態などの被害を受けても業務が中断せず、また、中断した場合でも可能な限り短時間で回復するように、準備や災害発生時の対応方法等を定めたもの。

○地域の水防活動再構築—水防団等の充実強化支援—

社会構造の変化に伴う共同体意識の低下等を背景として、水防意識の低下、水防知識及び技能の伝承・習得の困難等による水防活動の弱体化が懸念されていることから、水防技術の継承、水防工法の技術開発と普及に向けた支援を実施。

- ・水防団等に対し講習・指導等を行う専門家を登録する制度の創設
- ・水防専門家等が新技術を評価し、公表するシステムの構築 等

また、洪水時に、より適切なタイミングで水防活動や避難勧告等を実施したり、水防資器材を融通したりすることができるよう、上下流の水防管理団体間（市町村等）において水防活動に関する情報を共有化。



(6) 流域内の徹底した連続性の確保

○河川環境戦略プランの推進

平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が法目的化されてから10年を迎えることから、河川環境の現状、これまでの取り組みを踏まえ、上下流・流域との連続性の確保やダムによる河川環境のための流量変動の確保など、河川環境施策の新たな展開、具体的改善策を「河川環境戦略プラン」として示し、河川環境の取組みを戦略的に推進。

○森・水ツーリズムの推進

一民間事業者等と連携したダム観光の推進一

ダム水源地域の自立的・持続的な活性化を推進するため、地元自治体・地域住民の参画とともに、民間事業者等と連携した観光戦略を推進。全国のダムを積極的に民間に開放し、公共交通事業者や観光協会などの民間主体と連携して、ダム堤体、ダム湖、水源地などを観光資源として活用。

- ・民間からのアイデア公募による連携事業
- ・民間業者が湖岸・湖面占用
- ・民間と連携したダム湖周辺事業

○水辺を活かしたにぎわいのあるまちづくり

景観に配慮した河岸整備、歴史、文化等のスポットを回遊できるフットパスの整備、水質浄化等により、町並みとそこを流れる川とが一体となった魅力ある風景や多くの人が集うにぎわいの場を創出。

- ・小野川沿いの町並み（千葉県香取市）
- ・松江堀川（島根県松江市）
- ・水と光が美しい新町川水際公園（徳島県徳島市）
- ・紫川に面した商業施設（福岡県北九州市）
- ・最上川沿いのフットパス（山形県長井市）
- ・堀川沿いのリバーウォークとオープンカフェ（愛知県名古屋市）

○水辺を活かした巣づくり施策等の推進

① 子供たちの環境教育を促進する川づくり

河川における自然体験活動を通じて水辺の自然や多様性を学ぶなど、子供たちの環境教育の場としての活用を図る。また、親子等で水辺空間を利活用することにより、家族の絆や地域コミュニティの強化を支援

② 出会いの場として利活用される川づくり

賑わいのある水辺空間等により、若者世代には水辺や水面利用等、河川特有の空間の利活用を通じて、新たな出会いの場を提供

③ 団塊の世代の活躍が期待できる川づくり

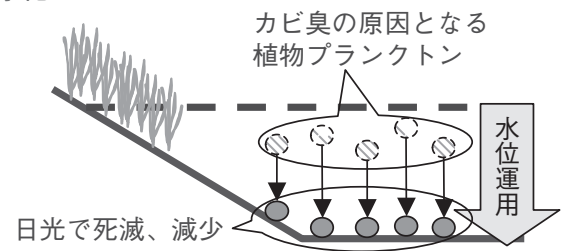
河川の施設整備の計画策定や河川空間の維持管理に、子育てを終えたいわゆる団塊の世代等も積極的に参加できるように環境整備を行い、熟年世代の活性化等、健全で豊かな地域コミュニティを実現

○川の持つ多様な機能の維持・再生

治水対策と合わせた多自然川づくりの推進、湖沼の水位運用の弾力化、水循環の健全化等による流量・水質の改善等により、水辺の自然環境の再生や川の浄化作用の回復等を推進。

- ・水位運用によるカビ臭の低減、植生帯の再生による浄化
- ・多自然川づくりによる水辺の自然環境の再生

水位運用によるカビ臭の低減、植生帯の再生による浄化

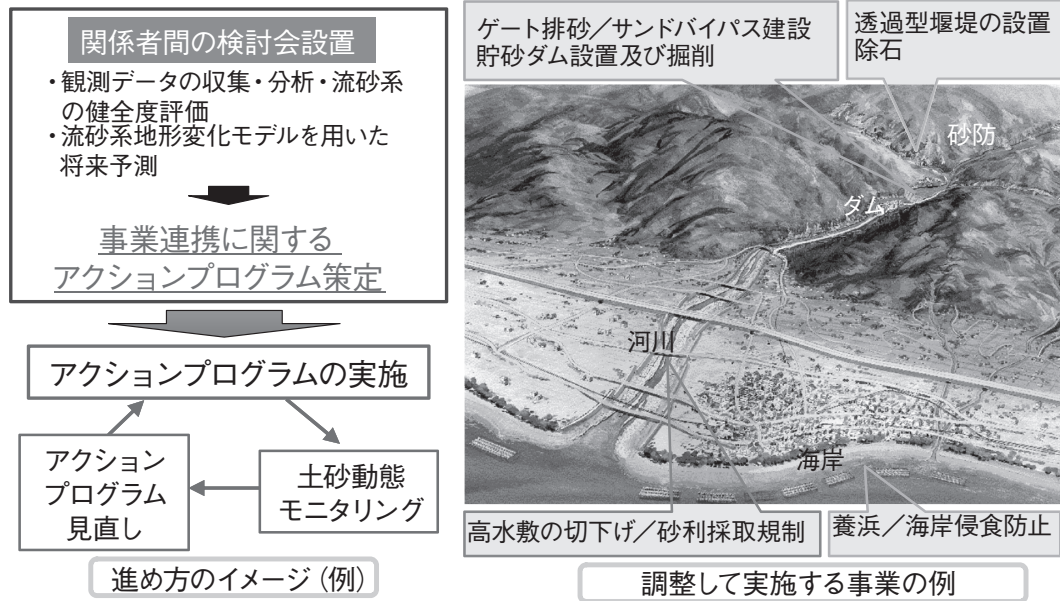


○人々が親しみやすい海岸づくり

人々が親しみやすい海岸空間を形成するため、公園・道路・下水道・治水等の事業と連携して海辺の交流拠点を創出。また、教育関連施設整備や野外学習、環境教育支援プログラムの実施と連携し、自然体験の場の整備を実施。

○事業連携による流砂系の総合的な土砂管理

土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂系地形変化モデルなど、より有効な技術の検討・評価を行うとともに、関係事業による横断的なアクションプログラムの策定など各事業間の連携を強化し、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に関する取り組みを効率的・効果的に推進。



(7) その他の取り組み

○沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利、すなわち国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域の権利の基礎となる極めて重要な島であることから、国土保全・利活用の重要性に鑑み、国の直轄管理により十全な措置を講じるとともに、その前提の上に可能な利活用を検討。

<管理・保全の充実>

沖ノ鳥島の維持管理については、引き続き施設の点検や補修等を実施。作業架台については、設置後十数年が経過し著しく老朽化が進んでいることから、抜本的補修を検討。

また、サンゴの増殖による島の保全対策とあわせ、島の保全や礁内・周辺海域の利活用に必要となる電力等の確保方策を引き続き検討。

4. 効率的・効果的な事業の実施

○公共事業の進め方の改革

—無駄な公共事業の排除とコスト削減の徹底—

(1) 事業の重点化

厳しい財政状況に対応し、新規事業採択箇所を大幅に削減するなど、事業の重点化を図るとともに、早期に効果を発現。

(2) 外部の人達による事業前・事業中・事業完了後

の評価の実施

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、各分野の専門家を含む外部の人達に広く参画いただいた委員会において、事業の事前評価・事業中の再評価・完了後の評価を実施し、事業を厳選。

(3) コスト構造改革の推進

新技術の活用、維持管理を含め全体のコスト縮減など、あらゆるプロセスでコスト縮減を推進。

○公共事業の調達方式の改革

—品質の確保と透明性の向上—

(1) 品質の確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、工事の品質確保のため、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、現場に即した技術力の競争を求める総合評価方式の充実や新技術の活用など、価格と品質に優れた調達を実施。

また、工事の品質確保への支障、安全対策の不徹底など弊害が懸念される極端な低価格による入札案件が高水準で推移していることに対応するため、工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とするこれまでの対策に加え、総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）など、緊急的な対策を実施。

【緊急公共工事品質確保対策】

① 総合評価方式の拡充

② 品質確保ができないおそれがある場合の具体化

- ③ 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和
- ④ 入札ボンドの導入拡大（市場による与信審査を通じて資力信用をチェック）
- ⑤ 公正取引委員会との連携強化

(2) 透明性の向上

入札・契約の透明性を確保し、公正な競争を促進する取り組みを推進

- 競争性向上のための一般競争入札の拡大
- 入札監視に関する第三者機関の活用による透明性・公平性の確保
- 指名停止等の適正な運用の徹底
- コンプライアンスの徹底

○コスト構造改革への取り組み

「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップ、設計・調達の最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト

縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

○ダム事業に係る改革

ダム事業に関しては、納税者及び利水者のコスト意識の高まり、国民の環境に対する意識の高まり、国・地方の財政状況の悪化、水需要の伸びの鈍化等の社会経済情勢の変化等に伴う要請に積極的に応えるべく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じて、ダム事業改革を推進する。

- 事業マネジメントの徹底による工程・コスト管理の高度化

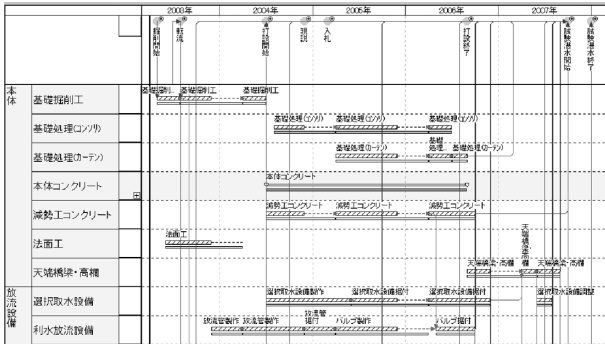
⇒全国の直轄及び水機構のダムで工程・コストを統合管理するシステムを運用

- 共通プロジェクトマネジメント（PM）ツールを通じて、工程やコストに関する情報を本省一整備局一事務所が共有し、工程・コスト管理を徹底

<コスト構造改革への取り組み事例>

区分	事例	総合コスト縮減効果
事業の重点化・集中化	<ul style="list-style-type: none"> • 河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約7億円のコスト縮減効果。 <p>※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。 (公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領による)</p>
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> • 水門ゲートを、門柱タイプ（引き上げ式ローラーゲート）から門柱レスタイプ（ライジングセクターゲート）に変更し、門柱・操作台を不要とすることにより、コスト縮減を図る。 • 砂防ソイルセメントを用いた工法の採用により、建設発生土の有効活用が可能となり、環境への負荷軽減、施工の合理化による建設コストの縮減等を図る。 • 海岸堤防において、建設副産物を有効利用し開発された安価な新材料（従来の盛土材と同等の強度）の活用によりコスト縮減を図る。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ゲート工事費 約22億円→約19億円 (約14%のコスト縮減) <p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 砂防ソイルセメントを用いることにより、約316百万円→約245百万円 (約22%のコスト縮減) <p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 盛土材約15%のコスト縮減
管理の最適化	<ul style="list-style-type: none"> • 平成18年度中に策定予定の維持管理の基準に基づき、河川毎の維持管理計画等を策定し、巡視・除草等の頻度の見直し等、河川の規模、特性に応じた効果的な維持管理を実施。 • 排水機場、水門等の機械設備の修繕において、従来の経過年数による全部更新から、設備の劣化診断による総合評価に基づいて、部品毎の必要最小限の修繕に転換することにより、コスト縮減を図る。 	<p>維持管理基準の見直し等により効率的・効果的な維持管理を実現</p> <p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 修繕費用 約706百万円→約645百万円 (約9%のコスト縮減)

- 年度途中におけるコスト縮減や追加ニーズ等の状況を的確に把握
- 上記を踏まえ、ダム間流用を適宜行うなど、効率的な予算執行を実施



PMツールを用いた工程管理のイメージ

- 計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト縮減
⇒直轄及び水機構ダムでコスト縮減マネジメントシステムを運用
 - データベース化により、キーワード等を用いてコスト縮減事例を検索し、それらの事例を参考にした新たなコスト縮減の取り組みが可能に
⇒ダム事業におけるコスト構造改革を推進するため、原則全ての本体発注工事で新たな入札契約方式の検討等
⇒コスト縮減額等は、ダム間流用の弾力的実施などにより、ダム事業全体で有効に活用
- 既存ダムの有効活用の推進
既存ダムの活用により、洪水調節効果の増強による洪水リスクの軽減、水量回復による河川環境の改善など治水機能等を向上

○ダムの総点検による課題緊急解消対策

近年の集中豪雨の多発により、洪水調節容量の小さいダムにおいては、貯水池が満杯となり、洪水調節効果を失うことが生じているほか、冷・濁水の放流により下流河川環境への障害が発生している事例がある。

これらの課題を解消するため緊急に全ダムを対象とした治水面・環境面の課題について総点検の実施と、ダム機能向上計画を策定により速やかに対策事業を推進する。さらに、補助ダムの機能向上に向けての支援体制を構築する。

5. 政策評価及び個別公共事業の評価

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、「①政策アセスメント(事前評価)」、「②政策チェックアップ(業績測定)」、「③政策レビュー(プログラム評価)」の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

① 政策アセスメント(事前評価)の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

② 政策チェックアップ(業績測定)の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標(アウトカム指標)の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。

③ 政策レビュー(プログラム評価)の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題としての重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○政策レビュー河川局関係テーマ

※()内はとりまとめ予定年度

- 行政行動の改革 (H18)
- 直轄工事のゼロエミッション対策 (H18)
- 環境政策・省エネルギー政策の総合点検 (H19)
- 河川環境の整備・保全の取組み (H19)
- 総合的な水害対策の総点検 (H21)
- 総合物流施策大綱(2005~2009)の点検 (H21)

④ 個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再

政策目標：水害等による被害の軽減

施策の概要

必要性：

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や社会条件において、水害被害の軽減を図り、安全で安心できる社会活動を支える必要がある。

指標：洪水による氾濫から守られる区域の割合

主な施策：河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備

初期値	実績値	目標値
約58% (57.8%)	約60% (59.7%)	約62% (61.7%)

指標：土砂災害から保全される戸数

主な施策：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

初期値	実績値	目標値
約120万戸	約130万戸	約140万戸

主な課題

河川、ダム、砂防設備等の整備には計画から完成まで長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。

また計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備が必要である。

現状分析

- 洪水による氾濫から守られる区域の割合
H17の実績値は59.7%と目標達成に向けて概ね順調に推移している。
- 土砂災害から保全される戸数
H17の実績値は約130万戸であり、目標達成に向けて概ね順調に推移している。

今後の取組み

- できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 本体工事中のダムや水害が頻発している地域での河川改修に重点的・集中的な投資を行うとともに、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施設整備を図る
- 下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。

【政策チェックアップの例】

評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

(1) 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

(2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経

過している事業

- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

(4) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所です算内示をされる事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照）

なお、上記(1)~(3)に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。

※事業の評価結果等

I. 新規事業採択時評価

事業区分		事業名	事業主体	総事業費 (億円)	B/C
ダム事業	直轄	長安口ダム改造事業	四国地方整備局	400	1.9
	直轄	鶴田ダム再開発事業	九州地方整備局	460	1.6
海岸事業	直轄	新潟海岸直轄海岸保全施設整備事業 (金衛町工区・延伸)	北陸地方整備局	195	9.5

II. 再評価結果

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果*				
		5年未 着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続		中止	評価手 続き中
								うち継続見直し			
ダム事業	直轄事業等			1	2	3	3				
	補助事業		1		8	9	6			3	
	合計		1	1	10	12	9			3	

※この他に、平成17年度末時点において「評価手続き中」となっていた、下記事業について中止とする。

○中止事業の再評価結果等【再評価】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	B/C	中止理由
一ツ瀬川総合開発事業 (吹山ダム) 宮崎県	180	1.0	水道事業者がダム事業から撤退したことにより、ダム計画及び代替案の検討を行い、流域の治水上の安全性や経済性などから総合的に判断した結果、河川改修案の方が、より効率的・効果的に事業の進捗が図られるため。

6. 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）

○市民と連携した河川環境調査検討経費

市民団体と河川管理者が適切な役割分担の上で協力して水質調査や生物調査等の河川環境調査を実施するための手法の検討及び市民団体が実施した河川環境調査の結果を最大限活用するための精度向上の手法、河川環境を総合的に評価する手法等を検討する。

これらの手法を用い、モデル河川において、実際に市民と連携した河川環境調査を実施して総合的な評価を行い、河川環境行政の参考とするための市民と連携した河川環境調査のあり方について取りまとめる。

○危機管理能力向上方策検討経費

大規模地震に対する政府の対応については、中央防災会議において活動要領が策定されるなどの取り

組みが進められているが、現に多くの人的・物的被害が発生している水害については、未だ活動要領等が策定されていない状況である。

本施策では、首都圏における大規模水害の発災時に迅速かつ確な災害対策が実施できるよう、被害想定と活動方針の検討を行い、首都圏大規模水害に関する国土交通省としての具体的行動計画を策定し、実践的訓練の実施及びその結果を行動計画へフィードバックすることにより、国土交通省の危機管理能力を向上させる。

○緊急地震速報を活用した災害対策の高度化機器開発経費

○大規模土砂災害に関する対処手法の高度化に要する経費

○海岸における漂着ゴミ等危険物対応ガイドラインの策定経費

7. 豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日）の実施状況

現状と課題

改善策

改善目標等

送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

避難行動等に有効な洪水予報情報は大河川のみ（1時間間隔）

局所的降雨予報データを用いた中小河川の洪水予報の高精度化（10分間隔）

被災経緯の減少などにより市町村の避難勧告の判断が遅れた

市町村毎に避難勧告の判断の基準の作成
水防法を改正し避難勧告の目安となる**特別警戒水位**を設定し、情報の提供

洪水時等の情報は、「河川の水位が〇〇m」など河川管理者側の情報で、住民に実感が無い

氾濫域の浸水情報や土砂災害の前兆現象の情報を実感できる情報として提供

平常時からの防災情報の共有の徹底

水防法を改正し主要な中小河川において浸水想定区域図の**作成・公表の義務付け**

浸水想定区域図の作成は大河川が中心

水防法を改正し主要な中小河川においてハザードマップの**作成・公表の義務付け**

ハザードマップの作成・公表は361市町村のみ

土砂災害警戒区域の指定は2県で213箇所とわずか

迅速かつ効果的な防災施設の機能の維持向上

土砂災害警戒区域の指定の全国展開と土砂災害ハザードマップの**作成・公表の義務付け**

中小河川は事業実施区間の流下能力の把握のみで水系全体の安全度が十分に把握されていない

全国で航空レーザー計測を行い各河川の安全度を調査・評価・公表

堤防は計画高水位を基準に必要な断面の確保（量的整備）を優先

市街地等を流れる区間で堤防の質的強化を実施

ダムは操作ルールは、計画に基づき、洪水調節と利水容量を区分して管理することが基本

事前放流などダムの機能をより有効に活用できるように**操作ルールを変更**

地域の防災対応力の強化

災害時要援護者の**円滑な避難行動支援のための仕組みの整備**

災害時の情報伝達に、災害時要援護者に対する配慮がない

大規模な地下空間管理者等に対して、洪水時の避難確保計画の作成を義務化

特定都市河川法では、地下空間管理者に対し、避難確保計画の策定・公表は努力義務

平成18年度末の実施見込み

全国10河川で試行

H21年度末までに一級水系約で整備900河川

ガイドラインに基づきモデル河川で判断基準を作成

全国の市町村で避難勧告判断基準を作成

約1,100河川（水位周知河川）

H21年度末までに約2,000河川（洪水予報河川に移行する河川も含め）

利根川で実施（氾濫域の浸水情報）

H21年度末までに全国の氾濫区域の非常に大きい10河川で実施

土砂災害に関する情報提供等を337市町村で実施

H19年度末までに約400市町村で実施

浸水想定区域は512河川で公表済み（H18.9現在）、更に今年度約140河川で公表予定

H21年度末までに浸水想定区域は約2,200河川を公表

洪水ハザードマップは497市町村で公表済み（H18.9現在）、更に今年度約130市町村で公表予定

H21年度末までにハザードマップは約1,500市町村で作成

47都道府県で約30,000箇所の土砂災害警戒区域等を指定

H22年度末までに約20万箇所を指定

航空レーザー計測を概ね終了し、モデル河川で安全度について調査・評価

H19年度末までに全ての一級水系河川に係わる安全度について調査・評価・公表

直轄河川で約7,400kmの詳細点検、中小河川で約7,700kmのカルテを作成済み

H21年度末までに直轄河川約10,000km実施、中小河川はカルテを作成し順次実施

直轄・水機構・補助の延べ29ダムで事前放流を実施

直轄・水機構の全てのダムについて事前放流等の検討後適宜実施

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成しモデル市町村で避難マニュアルの作成を支援

引き続き市町村の避難マニュアルの作成を支援

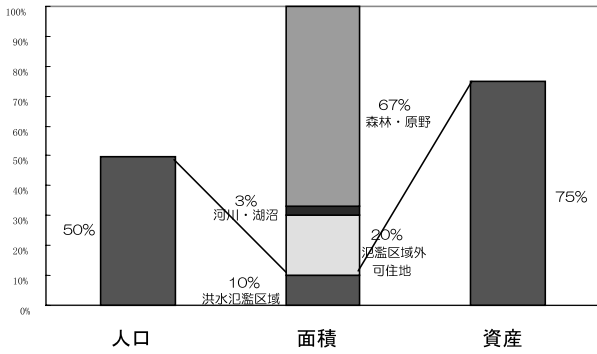
大阪市において14施設で避難確保計画を作成

引き続き避難確保計画の作成を支援

(参考資料)

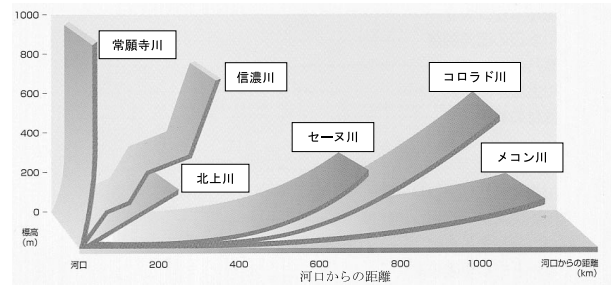
災害に対して非常に脆弱な国土構造等

○わが国においては、国土面積の約1割にすぎない洪水氾濫区域に、5割の人口、4分の3の資産が集中。ひとたび洪水が発生すれば、被害は深刻なものとなる。



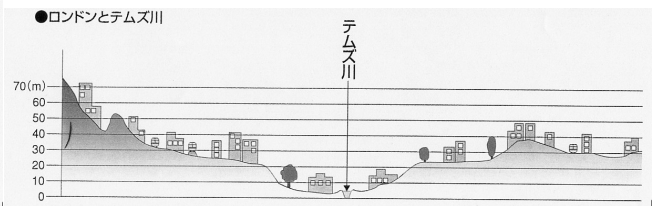
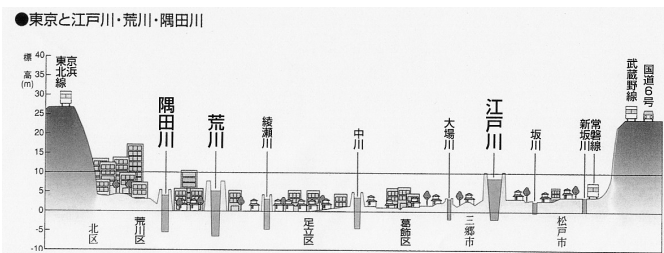
【日本の国土利用状況】

○日本の河川は急勾配なため、大雨が降れば上流から下流へと一気に流れ大きな被害をもたらす。

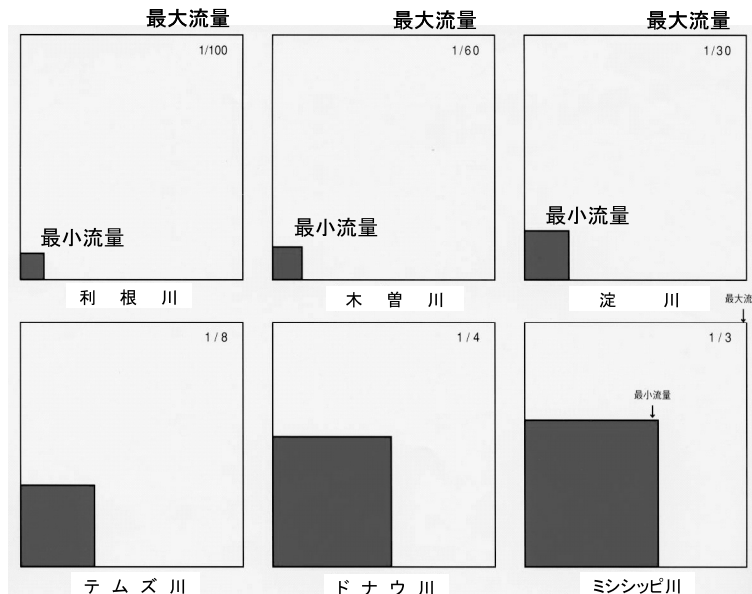


【わが国と諸外国の河川勾配比較】

○日本の都市の多くは、洪水時の河川水より低いところにあり、洪水の被害を受けやすい。



○日本の河川は、最大流量と最小流量の差が大きい。そのため、瞬時に大洪水となり、瞬時に水が減少する。



2. 河川総合開発事業

区 分	継 続	新 規 等	計
直 轄	多目的ダム建設事業 建設工事	31事業 (利根川・八ッ場ダム等)	31事業
	実施計画調査	5事業 (子吉川・鳥海ダム等)	5事業
	河川総合開発事業 建設工事	6事業 (木曾川・横山ダム再開発等)	2事業 (那賀川・長安口ダム改造、 川内川・鶴田ダム再開発)
	実施計画調査	6事業 (天竜川・天竜川ダム再編等)	6事業
	流況調整河川事業 建設工事	2事業 (筑後川・佐賀導水等)	2事業
独 法	水資源開発事業 建設工事	8事業 (木曾川・徳山ダム等)	8事業
補 助	多目的ダム建設事業 建設工事	48事業 (安威川・安威川ダム等)	48事業
	実施計画調査	2事業 (村松川・村松ダム等)	2事業
	治水ダム建設事業 建設工事	22事業 (巨瀬川・藤波ダム等)	22事業
	実施計画調査	5事業 (最上小国川・最上小国川ダム等)	5事業
合 計	135事業	2事業	137事業

※補助事業の継続箇所数には、予算計上見送り事業として多目的ダム建設事業8事業、治水ダム建設事業3事業を含む。

【参考:平成19年度完成予定ダム】

直 轄 ダ ム：横川ダム (山形県)	計 1 事業
水 機 構 ダ ム：滝沢ダム (埼玉県)、徳山ダム (岐阜県)	計 2 事業
補助多目的ダム：綱木川ダム (山形県)、木戸ダム (福島県)、琴川ダム (山梨県)、 石井ダム (兵庫県)、伊木力ダム (長崎県)	計 5 事業
補助治水ダム：岩井川ダム (奈良県)、梶毛ダム (広島県)	計 2 事業

機関紙 “治水” 3月号休刊のお知らせ

機関紙 “治水” 3月号は、都合により休刊といたします。ご了承願います。